

運輸安全マネジメントの取り組み

令和 8年 4月 1日

【わが社の事故防止のための安全方針】

旅客の生命を預かるバス・タクシー事業において、輸送の安全確保が最も重要であることを自覚し、つねに輸送の安全性の向上につとめます。

【社内への周知の方法】

「安全・快適・迅速」、「接客サービス NO.1」を基本理念とし、社内掲示し、点呼の際や新たに社員が入社した時点では、この基本理念とともに「安全方針」の確認を行っております。

【安全方針に基づく目標】

全社を挙げ、年間を通して有責事故の減少を目指します。

【安全方針に基づく令和8年度の物損事故目標】

タクシー 4件 貸切バス 2件 路線バス 1件

【目標達成のための計画】

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を管理職はもちろん乗務員まで浸透させます。また、輸送の安全に関する講習会などに積極的に参加し、事故の撲滅に向け全社を挙げて取り組んでいます。

【輸送の安全のための措置】

社会問題となっている飲酒運転に関しては、2002年より業務用のアルコールチェッカーを使用した点呼時の飲酒チェックを日々励行しております。あわせて、貸切バス車両全車にクラウド型デジタルタコグラフ・ドラレコを装着しています。また、衝突軽減ブレーキ搭載車両への代替を促進しております。

【輸送の安全に係る情報の伝達体制】

代表取締役→専務取締役(安全統括管理者)→取締役→運行管理者・整備管理者→乗務員などへの順で伝達しています。詳細は、隣にあります「組織図・緊急連絡体制図」でご確認ください。

【輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況】

新入社員には、関係法令で定められた研修、また毎年2回、旅客運送に関わる全社員の研修を実施しています。

【輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置】

毎年度末、輸送の安全に係る内部監査を実施しています。令和6年3月に行いました内部監査では、不具合はありませんでした。

【わが社における安全に関する情報交換方法】

ヒヤリ・ハット情報や道路危険箇所などを共有するために、点呼時に伝達しています。また、重要事項に関しましては文章配布などで乗務員全員に周知徹底しています

【わが社の安全に関する反省事項及び改善方法】

令和5年度において自動車事故報告規則第2条に定める事故件数は 0件です。
(貸切バス事業・乗合バス事業・タクシー事業すべてを含む)

但し、自損事故など報告規則に該当しない軽微な事故(自損事故など)は、引き続き発生していることから、より一層の減少に向け、引き続き取り組み内容を見直していきます。

【安全管理規程】

平成 25 年に設定しております。詳細は隣にあります「安全管理規程」でご確認下さい

【安全統括管理者】

専務取締役 岩崎育己

株式会社M I F U K U